

第415回（定例）福崎町議会会議録

平成20年6月13日（金）

午前9時30分開会

1. 平成20年6月13日、第415回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 17名

1番	平岡武	10番	広岡史郎
2番	難波靖通	11番	吉識定和
3番	宮内富夫	13番	松岡秀人
4番	釜坂道弘	14番	富田昭市
5番	北山孝彦	15番	小國正子
6番	福永繁一	16番	日野虔介
7番	小林博	17番	高井國年
8番	石野光市	18番	宇崎壽幸
9番	東森修一		

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	田郷正則	総 務 課 長	牛尾敏博
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	志水清二
住 民 生 活 課 長	尾崎吉晴	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ け 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	高井紳一	学 校 教 育 課 長	山口省五
代 表 監 査 委 員	城谷章		

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案の上程・議案説明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 議案の上程・議案説明

1. 議案件名

報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
報告第 4 号	議会の委任による専決処分の報告について
報告第 5 号	議会の委任による専決処分の報告について
報告第 6 号	平成 19 年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告について
報告第 7 号	平成 19 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
報告第 8 号	平成 19 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
報告第 9 号	平成 19 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
報告第 10 号	平成 19 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
議案第 38 号	中播公平委員会委員の選任について
議案第 39 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 40 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 41 号	兵庫県町土地開発公社定款の変更について
議案第 42 号	福崎町ふるさと応援寄附条例の制定について
議案第 43 号	福崎町ふるさとづくり基金条例を廃止する条例について
議案第 44 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第 45 号	福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 46 号	福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 47 号	福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 48 号	平成 19 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第 49 号	平成 19 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第 50 号	平成 19 年度福崎町水道事業剰余金処分について
議案第 51 号	平成 20 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
議案第 52 号	福崎町道路線の認定及び廃止について
議案第 53 号	工事請負契約について
発議第 2 号	農業委員の推薦について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 1 5 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

山々の緑も濃くなり、早苗田の美しいきょうこの頃となってまいりました。本日ここに第 4 1 5 回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様にはご健勝にて、早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会に付議されます案件は、報告第 2 号から第 10 号までの 9 件、議案第 38 号から第 53 号までの 16 件及び議員発議 1 件の計 26 件が予定されております。

何とぞ、議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いを申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、本定例会

の開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は17名でございます。

定足数に達しております。

よって、第415回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、日程に入るまでに、4月1日付で職員の異動があり、その内容についてはご承知のことと思っておりますが、このたび新しく技監になられました樋口技監、また、新しく局長になられました中塚局長よりごあいさつを賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

技 監 おはようございます。

この4月から技監として着任してまいりました樋口でございます。私は、産業課とまちづくり課、下水道課、3課の所管ということで仕事を進めておるところでございますけれども、この4月以降2カ月少々の期間、この議会と行政両輪が町民の幸せを願って、町民の方のお顔一人一人が見えるという中で真剣に取り組んでおられる姿に感銘を受けているところでございます。私もその中に参加して、これからいい仕事してまいりたいと思っておりますので、これからご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

事務局 局長 4月1日付をもちまして、議会事務局長に命ぜられました中塚でございます。

過去におきまして、5年間ほど議会事務局にお世話になったわけでございますが、今回はまた違った立場で議会運営、また、議員さんの議会活動にお世話させていただきたいと思っております。精いっぱい頑張る所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長が指名をいたします。

6番、福永繁一議員

16番、日野虔介議員

以上の両君にお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る6月6日、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆様のお手元にお渡ししております日程表案のとおり本日から6月26日の14日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月26日までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

書 第414回定例会閉会后、本日までの主要事項について、日付順にご報告を申し上げます。事務局に朗読させ、報告といたします。

記 3月28日、中播衛生施設事務組合において、くれさか環境事務組合並びに中播衛生施設事務組合が、姫路市香寺事務所において、姫路福崎斎苑事務組合並びに中播農業共済事務組合の2日目が開催され、関係議員が出席をいたしました。また、同日、すみよしの郷において、社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席をいたしました。

3月31日、役場大会議室において、社会福祉協議会評議員会が開催され、議長並びに民生常任委員長が出席をいたしました。

4月3日、議会運営委員会を招集し、3月議会の反省等を協議いたしました。また、同日、保健センターにおいて健康づくり推進協議会が開催され、議長が出席をいたしました。

4月6日、文珠荘において、福崎町消防団分団長研修会が開催され、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。

4月10日、文化センターにおいて、福崎町老人大学開講式が行われ、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。

4月11日、21日、24日、議会広報編集委員会を招集し、議会だより第106号の編集を行いました。

4月17日、日比谷公会堂において、道路整備促進期成同盟会全国協議会主催緊急全国大会が開催され、議長が出席をいたしました。

4月18日、東部工業団地において、中塚製作所竣工式が開催され、議長並びに関係議員が出席をいたしました。

4月20日、文化センターにおいて、福崎町婦人会総会が開催され、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。また、同日、八千種研修センターにおいて、春季囲碁大会が開催され、議長が出席をいたしました。また、同日、アスティアかさいにおいて、生活補完デザイン研究所開所式が開催され、議長が出席をいたしました。

4月27日、市川町上牛尾地内において、播磨中部高原森林基幹道開通式が開催され、議長と産業建設常任委員長が出席をいたしました。また、同日、辻川地内において、辻広場まつり及びもちむぎまつりが開催され、議長ほか議員多数が出席をいたしました。

4月28日、兵庫県町議会議長会正副会長会が開催され、議長が出席をいたしました。

4月30日、産業建設常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

5月2日、民生常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

5月7日、総務文教常任委員会を招集し、各課の報告事項について調査いたしました。

5月11日、福崎東中学校において、福崎町消防団消防操法大会並びに日赤奉仕団救護訓練が実施され、議長ほか議員多数が出席をし、議長があいさつを述べてまいりました。

5月12日、市町議会議員公務災害補償組合議会定例会並びに町議会議長会評議員会が開催され、議長が出席をいたしました。

5月14日、八千種小学校において、福崎町戦没者追悼式が開催され、議長ほか議員多数が出席をし、議長が追悼のことばを述べてまいりました。

5月15日、議会運営委員会を招集し、議会活性化に向けての協議をいたしました。

5月18日、福崎町文化センターにおいて、福崎町美術展表彰式が開催され、議長が出席をし、議長賞を授与してまいりました。

5月19日、大会議室において、国民健康保険運営協議会が開催され、議長と民生常任委員長が出席をいたしました。

5月20日、福崎町文化センターにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が開催され、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。また、同日、サルビア会館において、福崎町民主化推進協議会総会が開催され、議長と総務文教常任委員が出席をいたしました。また、同日、徳島県議会議員ほか7名の行政視察があり、議長が出席をし、福崎町の福祉行政と入札制度について説明いたしました。

5月23日、第二デイサービスセンターにおいて、福崎町社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席をいたしました。

5月24日、福崎町生活科学センターにおいて、福崎町文化協会総会が開催され、議長ほか議員多数が出席をいたしました。

5月26日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開催され、議長、石野議員並びに高井議員が出席をし、その席上で石野議員並びに高井議員が町議会議員15年以上在職功労者表彰を受けられました。皆様方とともに喜び申し上げたいと存じます。

5月28日、商工会館において、福崎町商工会通常総代会並びに福崎町経営者協会通常総会が開催され、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。

5月29日、全員協議会を開催し、農業委員会委員の推薦他について協議いたしました。また、同日、役場大会議室において、福崎町社会福祉協議会評議員会が開催され、議長と民生常任委員長が出席をいたしました。

5月30日、産業建設常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。また、同日、県立歴史博物館において、特別展「夏・甲子園」の開会式が開催され、議長が出席をいたしました。

6月2日、姫路キャッスルホテルにおいて、西播磨市町議長会講演会が開催され、議長が出席をいたしました。

6月3日、民生常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。また、同日、第1会議室において、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会理事会が開催され、議長が出席をいたしました。

6月4日、中播衛生センターにおいて、神崎郡町村議会議長会が開催され、議長が出席をいたしました。また、同日、役場大会議室において、福崎まつり運営委員会が開催され、議長、総務文教常任委員長並びに産業建設常任委員長が出席をいたしました。

6月5日、神戸国際会館において、全国治水大会兵庫大会が開催され、議長が出席をいたしました。

6月6日、議会運営委員会を招集し、第415回定例議会の運営について協議いたしました。また、同日、役場大会議室において、福崎町観光協会総会が開催され、議員多数が出席をいたしました。

6月9日、役場大会議室において、福崎町水防・防災合同会議が開催され、議長が出席をいたしました。

6月10日、総務文教常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

6月11日、兵庫県公館において、住宅再建共済基金理事会が開催され、議長が出席をいたしました。

以上です。

議長 以上で諸報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書並びに要望書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

日程第4 議案の上程・議案説明

議長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第2号、専決処分の承認を求めることについてから、発議第2号、農業委員の推薦についてまでの計26件を一括議題といたします。

これから町長提案の上程議案に対する提案理由の説明を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第415回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

この議会は、日本でも世界でも大きな変化が進んでいる中で開かれています。

自然現象では、中国で大地震があり、ミャンマーではサイクロンが発生し、大きな被害をもたらしています。

日本では、4月にスタートした後期高齢者医療制度が2カ月もたたないうちに、与党からは見直しが進められ、野党からは廃止案が出され、参議院で可決される事態となっています。また、秋葉原の事件に代表されるような凶悪犯罪が多発するようになっていきます。

世界的に見れば、地球温暖化に代表されるような環境問題が大きな問題となり、神戸で環境大臣の会議が開催され、洞爺湖サミットでも重要なテーマにされています。

食糧・オイルのエネルギー対策も緊急の課題となっています。さらに、生活に欠かすことのできない食糧や石油を投機の対象にして、大金をもうけようとしているグループがあり、世界の人々を苦しめています。

このような現象は、これまでの変化と違って、質的に変化し、大きな地殻的変化の前ぶれのように私には思えるわけであります。

なぜそのように思えるのかということではありますが、資本主義社会の変遷を見てみますと、初期にはアダム・スミスの「国富論」の考え方で進みました。政府は、経済人の経済活動にはできるだけ干渉せず、夜警国家と言われるように、治安を中心にしていました。今日的に言えば、小さな政府が求められたのであります。

ご承知のとおり、経済活動の自由化は、各会社や自分の会社の利益のために無計画に商品を生産しますから、商品の余り現象が起こり、必然的に景気は後退し、恐慌が起こります。1929年、ついに大恐慌が起こりました。

この大恐慌を解決するための理論をつくり上げたのが、ケインズであったといわれています。

この人は、小さな政府ではなく、大きな政府を提唱いたしました。いわゆるニューディール政策であります。テネシー川のTVA計画は有名であります。景気が悪くなると公的な公共事業をつかって、これによって刺激し、景気を回

復させたのです。この手法は日本でも広くとり入れられたところであります。この結果、国と関係を持つ国家独占企業が急速に成長することになりました。この段階が2段階といえるのではないかと私は思っております。

資本主義の世の中でありますから、資本家や企業家のお金もうけに対する執念は際限がなく、次に国の枠を越えて多国籍企業に成長発展してまいりました。そうなりますと、今度は国の関与が邪魔になり始め、新自由主義を提唱し、民でできることは民にまかせよという小さな政府論を展開するようになってまいります。

そもそも、資本主義は生産と消費は無計画ですから、このバランスが必ずくずれるといふ宿命を持っているのであります。今起こっているさまざまな現象は、この多国籍企業によって引き起こされているものであります。

今この矛盾を解決するために、たくさんの人々が知恵を出そうとしています。

しかし、なかなか特効薬的に値する理論は生まれていないのが現状であります。

アダム・スミスの理論も、ケインズの理論も新自由主義も、今起こっているさまざまな問題を解決する力を失ってまいりました。そこで、企業や資本家の人々もひっくるめて注目し出したのが、マルクスやエンゲルスのももの見方、考え方ではないかと思えます。今から150年ほど前の「資本論」が、今にわかにか脚光を浴びつつあります。資本主義の社会をつぶさに研究し、分析し、そこで発生する問題を予言し、その解決策を発表したわけであります。そのことから、今日の変化は単なる変化ではなく、地殻的変動の前兆ではないかと思っているわけで、新自由主義のもとで進められた小さな政府論が行きづまり、国及び地方自治体の果たす役割は極めて大きなものになりつつあると考えているわけであります。

その中で、6月11日に福崎町第4次総合計画の後期計画を策定するためのワーキンググループを発足させました。第4次サルビアプランを策定するとき、町民こそ町政の主人公との立場に立ち、町民の協働と参画によってつくることを重視いたしました。自分の頭で考えて計画を立て、実践してチェックし、次の行動を起こすことを大切にしようとして努力してまいりました。今、私は、こうしたまちづくりを自立のまちづくりと呼んでいます。これからの後期計画も、この精神を堅持しながら進めてまいりたいと考えているわけであります。後期計画を議員のみなさんをはじめとする町民のみなさんの知恵と力をお借りして、来年3月をめざして作業を進めようとしております。

さて、今議会に提案をいたしております議案は25件であります。報告9件、議案16件であります。

報告の中に、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会についての報告が含まれています。

議案では、決算認定で水道事業並びに工業用水道事業をお願いしております。条例では、ふるさと応援寄附条例の制定をお願いしております。一般会計補正予算につきましては、議員のみなさんにお詫びし、次をお願いをさせていただこうと思っているわけであります。

今回、福崎駅前トイレについて、補正予算を提出しておりますが、この件は3月の議会で慎重審議を願って可決していただいたものであります。その予算に沿って執行をしようとしたところ、福崎町の玄関に見合ったものという位置づけや3月議会で提案をいただきました機能を充足しているのかという観点で見えますと不十分であることを認めざるを得ませんでした。

私たちは団体意思の決定の重さを重視し、予算の範囲内で執行するか、議員

のみなさんにお詫びをして、補正予算を提出するかで議論を重ねた結果、機能を向上させたトイレをつくることに決定し、補正予算を提出させていただきました。私たちが不十分であったことを心からお詫びし、このようなことのないように再発の防止に心がけたいと思っております。どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

補正予算の2点目では、福崎東中学校の施設修繕料であります。この点については、議会のみなさんの知恵が大きく発揮されたと思っております。お礼を申し上げます。これらの点につきましても反省をし、早期の取り組みができるように改めてまいりたいと考えております。

それぞれの議案の説明は、それぞれの担当者が行いますので、十分にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、各課の報告を行いたいと思っております。

総務課についてであります。

6月2日の善意の日に長年ボランティアなどの活動された2団体と5名の方々に福崎町善意賞のクロガネモチ賞とサルビア賞を贈りました。自律のまちを目指して、今後ますますボランティア活動の輪が広がることを期待しております。

次に、選挙事務についてですが、福崎町農業委員会委員の任期が7月19日で満了します。つきましては、7月1日に選挙執行の告示を行うべく、その準備を進めています。

また、選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男子7,425人、女子8,162人、計1万5,587人となっております。前回の3月基準日より7人の増となっております。

企画財政課についてであります。

第4次総合計画サルビアプランの見直しに取りかかります。基本構想部分では薬科大学の位置づけや都市計画法の改正に伴う市街化調整区域の土地利用を見直す必要がありますので、総合計画審議会を設置し、審議いただく予定としております。後期基本計画の策定にあたっては、住民アンケートやまちづくり委員会など、住民参加で進めていきたいと考えております。

入札制度では、公正な競争の促進及び入札の透明性を図るために制度改正を行いました。まず、予定価格の事後公表であります。250万円以上を対象に4月から実施し、町ホームページでも公表をしております。

また、指名競争入札にかかわる業者名の公表につきましては、これまでは入札通知と同時に公表していましたが、これを入札終了後の事後公表に改正をいたしました。入札・契約制度につきましては、さらに検討を加えながら適正化に取り組んでいきたいと考えております。

税務課につきましては、4月に始まりました後期高齢者医療保険料の第1期分の特別徴収を4月15日に行いました。対象者は1,466人で被保険者全体の65%です。普通徴収の方は7月に納付書を送付いたします。

平成20年度の軽自動車税につきましては、8,462台分の納税通知書を5月9日に発送しました。そして、平成20年度の住民税特別徴収納税通知書も5月9日に発送いたしました。特別徴収義務者は1,515事業所です。

平成20年度町税等の集合徴収納税通知書につきましては、6月16日の発送に向けて準備を進めております。第1期分及び前納の納付期限は6月30日となります。

国民健康保険税の税率等につきましては、平成19年の所得等が確定しましたので、税率等の見直しの再検討をいたしました。ほぼ見込額どおりであるた

め、3月議会で改正をいたしました税率等で平成20年度は賦課することに決定をいたしました。

徴収対策につきましては、出納閉鎖に向けての重点取り組みとして、電話督促と夜間徴収を実施いたしました。また、新たに組織をいたしました滞納整理対策委員会につきましては、法的措置である支払督促、少額訴訟を行う対象者の検討を行いました。

住民生活課についてであります。平成20年度福崎町消防団操法大会を5月11日、福崎東中学校において実施しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝、小型動力ポンプは庄分団が優勝しました。優勝しました両分団は、来る6月29日、三木市で開催されます中播地区消防操法大会に福崎代表として参加をいたします。

平成20年度福崎町戦没者追悼式は、5月14日、八千種小学校体育館において、278名の参加をもって行いました。

健康福祉課についてであります。平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施され、身近で親しみやすい通称名として「長寿医療制度」と名づけられました。福崎町では2,254人の方に被保険者証を交付し、4月当初は制度の問い合わせも多くありましたが、大きな混乱もなくスタートできました。今後も制度の説明やPRに努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険事業では、医療制度改正により4月末の被保険者数は3月に比べて1,751人減少し4,958人となり、世帯数は839世帯減少し、2,673世帯となりました。

保健事業では、昨年までの町ぐるみ健診から、今年度は特定健康診査に変わり、6月3日保健センターから14日間の日程で健診がスタートをいたしました。福崎町特定健康診査等実施計画に沿って、多くの町民の方に受診していただき、生活習慣病等の早期発見・早期治療につなげていき、効果的な保健指導を実施してまいりたいと考えております。

介護保険事業では、5月に1,100人の方を対象に第4期事業計画に係るアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として取り組んでおります。

養護老人ホームの給食調理業務については、18年度から委託しておりました業者が辞退し、6月から来年3月まで給食調理業務契約を承継する業者に委託し、入所者の食事に支障がないように実施してまいりたいと考えております。

産業課についてであります。平成20年度松くい虫航空防除事業を6月4日に実施し、第2回目を6月24日に実施する予定であります。面積は307.6ヘクタールです。

平成20年度水稲作付・転作確認は、6月20日から実施する予定であります。

福崎町商工会は、平成20年度、国の新事業である全国展開支援事業において、「民俗学ともちむぎパスタの町 福崎による 集客・交流事業」として採択を受けました。この事業は、もちむぎを使った単品メニュー「もちむぎパスタ」の開発と集客の研究を各専門家の助言を受けながら行う事業です。福崎町といたしましても協力してまいりたいと考えております。

まちづくり課についてであります。JR福崎駅周辺の一環として進めています町道駅高橋線道路改良事業は、その事業の完結に向け、狹隘箇所の整備が来年度、国庫補助事業として採択されるよう国・県に対し要望をいたします。

都市計画道路中島井ノ口線と県道三木穴栗線との交差点の改良について、現在、地権者をはじめとする関係者に道路計画をご理解いただき、ご協力やご意見を賜るよう都市計画変更の素案を縦覧しております。縦覧期間は6月20日

までで、今後も兵庫県と連携を密にし、事業が早期着手できるように努めてまいりたいと考えております。

国道312号神崎橋耐震補強工事は、下部工に引き続き、今年度は上部工の工事が進められています。工事期間中は片側通行や全面通行止めなど、通行の制限や規制が行われますが、広報等で工事概要をお知らせします。全面通行止めの期間は、8月20日から来年の3月19日までの予定で、災害に強いまちづくりを進めるため、皆様方のご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、このたび、災害対策として町内の危険な箇所や想定される被害をまとめた防災マップを作成し、全戸配付いたしました。この防災マップには県河川における洪水発生時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを掲載しています。町内の自治会や学校などで防災意識の高揚を図るとともに、災害時の住民の円滑な避難・誘導に役立て、防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

下水道課についてであります。福崎浄化センターについては、面整備の拡大とともに接続件数が1,400件を超え、一日の流入量は処理能力の65%を超えてきております。第2期工事の水処理棟、流入ポンプ棟及び自家発電機棟の建築工事は予定どおり3月末に完成し、現在、水処理設備及び電気設備の工事を進めております。

下水道面整備工事については、昨年から進めてまいりました福田地区、北野地区及び井ノ口地区の面整備工事がほぼ終わり、現在、福崎地区では山崎の区域を、田原地区では大門の区域を計6工区で工事を進めております。

舗装本復旧工事は駅前福田地区で工事を進めており、引き続き福崎地区の主要幹線道路、辻川地区及び田原地区内において舗装復旧を進めてまいりたいと考えております。

雨水幹線事業については、川すそ雨水幹線管渠の延伸工事を進めており、新設水路部分88.5メートルができ上がり、昨年の工事部分と合わせて213.5メートルが完成、現水路の上下流をつなぎ、梅雨期に対応することができるようになりました。

出納室についてであります。5月31日をもって平成19年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書などの調製を行っております。また、庁用備品購入の一括見積書を物品登録業者から徴収し、関係課と調整中であります。

次に、学校教育課に移ります。福崎幼稚園建設工事について、幼保一体化に向けた福崎幼稚園建設工事の入札を5月27日に執行いたしました。来年開園に向けて工事を進めてまいります。また、運営面についても順次進めてまいりたいと考えております。

八千種小学校体育館の雨水浸透は、これまで所管の委員会に報告をさせていただき、議員の皆さんから種々ご意見をいただいているところですが、雨水浸透に対して有効と思われる塗料を選定し、体育館東面で試験的に塗装いたしましたところ、良好な結果が得られたため、東側壁面、西側壁面の塗装を行う準備を進めております。

東中学校の漏水についてであります。漏水箇所が発見されましたので修理を行いました。今回の漏水は、消火栓管路の老化・腐食が原因と考えられ、異常がなかった管路も今後漏水する可能性があることから、緊急にすべての消火栓管路の敷設替えを行おうとしております。

全国学力・学習状況調査についてであります。昨年に引き続き、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」は、4月22日に実施いたしました。本町の受験者は396名、欠席者は11名となりました。

た。

生活指導補助員等の配置についてであります。福崎西中学校に生活指導補助員、また福崎東中学校に不登校相談員を配置し、不登校生徒の学校への復帰に向けての支援を行っております。

社会教育課についてであります。4月19日、子ども会球技大会のルール説明会を田原小学校で行いました。

4月27日、第2回「民俗辻広場まつり」をもちむぎの館周辺で開催をいたしました。好天に恵まれ、昨年を上回る多くの方々に楽しんでいただきました。

第26回福崎町美術展を5月16、17、18日に実施をいたしました。作品の応募は5部門で181点でありました。

水道課では、4月10日、山崎地区4件の下水道工事に伴う配水管移設工事の入札を行い、水道管の入替工事を進めております。また、6月1日からの水道週間に合わせて6月2日に福崎町管工事業協同組合により技術講習会を行い、町内業者の技術力の向上を図る努力を進めてまいりました。

以上、提案説明の概略と、そして各課の報告といたします。

議長 ただいま上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、報告第2号及び報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税務課長 失礼をいたします。

報告第2号、報告第3号の説明をさせていただきます。

初めに、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決処分につきましては、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例を改めるものであります。今回の専決処分は、平成20年4月からスタートいたしました後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、3月議会で行なった条例改正に国民健康保険法の保険料の減免規定に準じて減免規定の追加を定めるものであります。

税務課資料3ページの専決処分の骨子をご覧ください。

追加規定は、健康保険、生命保険、共済保険等の75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被保険者の被扶養者であった65歳以上74歳までの方が国民健康保険に加入した場合の減免措置を規定する改正であります。減免内容は、国民健康保険法の減免規定と同じで、国民健康保険の資格取得後の2年間に限ります。所得割及び資産割は全額免除し、均等割については5割を減額するものであります。そして、平等割につきましては、被扶養者のみで構成される世帯に限って5割を減額するものであります。

なお、この減免規定の適用を受けるには申請が必要となります。ただし、2年目の申請は不要となります。

第23条の改正は、法定減免の5割軽減判定に係る被保険者数の取り扱いの規定で、特定同一世帯所得者に「当該納税義務者を除く。」の条文の追加規定でございます。税務課資料4、5ページに新旧対照表をお示しいたしております。

ので、ご参照をお願いしたいと思います。

今回の専決処分につきましては、後期高齢者医療制度が4月から施行されることによりまして、3月31日に専決処分させていただきましたことをご理解いただき、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、5月19日開催の国民健康保険運営協議会に報告し、承認をいただきましたことを申し添えておきます。

次に、報告第3号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

この専決処分につきましては、福崎町町税条例の一部を改正する条例であります。このたび上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたのを受けて、町税条例の一部を改正する条例を平成20年4月30日に専決処分し、公布の日から施行するものであります。

税務課資料6ページをお願いいたします。今回の主な改正は、専決処分の骨子でお示しをしています内容で、寄附金税制の拡充、金融・証券税制の改正、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の導入、住宅省エネ改修の固定資産税の減額措置の創設等となっております。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、個人住民税における寄附金税制の拡充であります。資料8ページをお願いいたします。

地方公共団体以外の寄附金の場合であります。現在、地方公共団体以外の寄附金で個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金は、共同募金会に対する寄附金と日本赤十字社支部に対する寄附金でありましたが、今回の改正で所得税の控除対象となる寄附金のうち、住民福祉の増進に寄与するもので条例により指定した寄附金が控除対象となる寄附金に追加されました。この改正により、現在住民福祉の増進に寄与しております福崎町社会福祉協議会に対する寄附金を条例指定いたしました。

2点目ですけれども、現行の所得控除方式が税額控除方式に改められました。基本控除率は10%であります。控除率の内訳は町民税が6%、県民税が4%で合わせて住民税からは10%となります。先ほど申し上げました福崎町社会福祉協議会に対する寄附金は、町の条例指定となりますので、町民税の6%の税額控除はされますが、県民税4%の税額控除の適用はされません。

3点目の改正ですけれども、寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額の25%から30%に引き上げられました。

4点目は、寄附金控除の適用下限額が現行の10万円から5,000円に引き下げられました。

改正の5点目は、地方公共団体に対する寄附金の特例控除の創設であります。資料7ページをお願いいたします。

地方公共団体に対する寄附金であります。地方公共団体に対する寄附金税制の見直しで、いわゆるふるさと納税制度で地方公共団体に寄附した場合における特例控除の創設であります。地方公共団体に対する寄附金については、先ほど地方公共団体以外の寄附金の改正で申し上げました基本控除率10%に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合は、その超える金額に対しまして課税所得金額に応じた割合で90%から50%を乗じて得た金額を町民税から5分の3、県民税から5分の2をそれぞれ全額控除することができることとなりました。控除額の最高は、個人住民税の所得割額の10%が限度となります。具体例をお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思います。

給与収入700万円で住民税の所得割が29万3,500円を納める方が、4

万円の寄附を地方公共団体にしたケースであります。今までは適用下限が10万円でしたので10万円以上の寄附金でなければ控除対象となっておりませんでした。5,000円以上が控除対象となるとともに、特例控除が加算されることになりました。寄附金額4万円から適用下限額5,000円を引いた3万5,000円が税額控除の対象額となり、対象控除額3万5,000円に基本控除率10%を乗じた3,500円が住民税の基本控除額となります。

控除対象額3万5,000円に課税所得に応じた特例控除率80%を乗じて得た2万8,000円が住民税の特定控除額となります。寄附金控除の合計は、基本控除額の3,500円と特例控除額の2万8,000円を合わせた3万1,500円が住民税から税額控除され、所得税の所得控除による税額軽減3,500円と合わせると3万5,000円が税額控除されることとなります。

この寄附金税制の改正に伴いまして、ふるさと福崎町に対して貢献、または応援したいという心寄せる方々から寄附金を募り、活力あるまちづくりに資することを目的としたふるさと応援寄附条例の制定を議案第42号で上程をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

主な改正の2点目は、金融・証券税制の改正であります。6ページの専決処分の骨子のところに戻っていただきますようお願いをいたします。

上場株式等の譲渡所得に対する改正であります。上場株式等の譲渡所得に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%の軽減税率が廃止をされ、平成21年1月1日以後は20%の本則課税の税率となります。

ただし、特例措置といたしまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、その年の上場株式等に係る譲渡所得金額のうち500万円以下の部分については10%の軽減税率が適用されます。

金融税制の改正の2点目でございますけれども、上場株式等の配当所得に対する改正であります。上場株式等の配当に係る源泉徴収税率については、平成20年12月31日をもって10%の軽減税率が廃止され、21年1月1日以後は20%の本則課税となります。

ただし、特例措置といたしまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間、その年分の上場株式の配当する金額のうち100万円以下の部分については10%の軽減税率が適用をされます。

金融証券税制の改正の3点目でございますけれども、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算の創設であります。平成22年から上場株式等の譲渡所得に損失の金額がある場合に上場株式等の配当所得の金額から控除する損益通算ができることとなります。

次に、主な改正の3点目は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入であります。

議 長 上程中ではありますが、しばらく休憩をいたします。再開は10時55分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時55分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議 務 課 長 それでは、主な改正の公的年金からの特別徴収制度の導入について説明をさせていただきます。

納税者の利便性の向上と事務の効率化を図るため、老齢基礎年金等を受給され

ている65歳以上の方が対象で、平成21年10月に支給される年金から個人住民税の特別徴収の実施がされます。年6回の支払いの際に特別徴収されることになります。4月、6月、8月は前年度の徴収された額に相当する額で仮徴収されることとなります。

なお、老齢基礎年金等の額が年額18万円未満の方は、特別徴収の対象とはいたしておりません。

主な改正の4点目は、住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設であります。資料8ページをお願いいたします。

環境問題への対応として、住宅の熱防止損失の省エネ改修工事に係る固定資産税の軽減措置が創設されました。平成20年1月1日に存在している住宅が対象で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った場合に翌年度の固定資産税が3分の1減額されます。対象面積は最高で120㎡であります。

改修工事の内容は、窓の二重サッシ化、複層ガラス化、または窓の改修工事に合わせて行う床、天井、壁の断熱改修工事で改修費用が30万円以上の改修工事が対象となります。

その他の改正といたしましては、平成20年12月1日から施行される公益法人制度改革に伴い、現行の民法法人にかえて公益認定を受けた公益社団法人等と登記のみによって設立可能な一般社団法人等に区分されたことによる移行期間の経過措置等を含めた条文整備であります。

その他の2点目といたしまして、税源移譲に伴い所得税で控除し切れない住宅ローン控除がある場合に、平成20年度から住民税での控除ができるようになっており、住宅ローン特別控除の申告期限にかかわる期限後申告の例外規定があります。特別な理由がある場合に適用する例外規定を定めております。

その他の改正の3点目ですけれども、免税対象飼育牛の事業所得の免除規定が平成21年度までであったものが3年間延長されましたのと売却頭数が2,000頭の制限が設けられました。

以上が、専決処分いたしました町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容であります。参考資料として新旧対照表をお示しいたしておりますので、ご参照を願えればと思います。

上位法令である地方税法等が4月30日に公布されましたので、やむを得ず専決処分をいたしましたことをご理解いただき、ご承認くださいますようお願いをいたしまして、両議案の説明とさせていただきます。

議 長 次に、報告第4号及び報告第5号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

報告第4号及び第5号について、続けて説明申し上げます。

専決の内容は、事務局朗読のとおりでございます。

初めに、報告第4号でございますが、この報告は、福田地区下水道面整備工事第5工区において、管路布設工事における管路延長の変更のほか、その他の工事も終わる見通しとなりましたので、出来高による精算見込みの契約変更を行ったものでございます。詳細につきましては、下水道課資料1ページにより説明させていただきます。

資料1 ページ、左側下段に変更の概要を示しております。工事の総延長は1,716mとなり、21mの減となっております。内訳は、管布設工の推進管450mm、開削工250mm、200mmは変更がございません。開削工150mmが21m減となっておりますが、関西電力の地下埋設物により掘削深が変更となり、結果として13万円の増となっております。

マンホール設置工が1カ所減となり、23万円の減、取付管及びます設置工において1カ所減となりましたが、宅内ます蓋が樹脂製から鋳鉄製への変更が19カ所ふえたため、24万円の増、その他舗装仮復旧面積を170㎡追加したことにより付帯工で44万円の増となっております。総額で58万650円の増額となるものであります。

続いて、報告第5号でございます。

この報告は、井ノ口地区下水道面整備工事において、管路布設工事における管路延長の変更のほか、その他の工事も終わる見通しとなりましたので、出来高による精算見込みの契約変更を行ったものでございます。詳細につきましては、下水道課資料2 ページにより説明させていただきます。

資料2 ページ、右下段に変更の概要を示しております。工事の総延長は2,081mとなり5mの減となっております。内訳は、推進工による管布設工の推進管300mm、延長5mを開削工に切りかえたため、約56万円の減となりました。開削管布設工150mmは変更ございません。

立坑も推進工が開削となったためなくなり、5万8,000円の減、マンホール設置工は7カ所ふえたことにより約82万円の増、取付管及び公共ます設置工が7カ所ふえたことにより約26万円の増、付帯工で水路復旧工1カ所及び植樹柵復旧等で約20万円の増となっております。総額で66万2,550円の増額となるものでございます。

以上で、報告第4号及び5号の説明を終わります。両報告ともにご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、報告第6号、平成19年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

社会教育課長 失礼いたします。

報告第6号、平成19年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会の事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告書の1ページをお開きください。平成19年度事業概要です。朗読をさせていただきます。

新たに発足した会員制度は、個人会員が445人、法人会員が27団体の加入がありましたが、当初の目標を下回る結果となりました。しかしながら、入館者につきましては5,000人台と、わずかながら増加の傾向にあります。今後は、地域住民に開かれた身近な施設として、誰もが参加しやすい施策の展開が求められています。

平成19年度の主な事業としましては、4月に郷土画家展を、5月3日には町と共催で「民俗辻広場まつり」を開催しました。

6、7月には森崎伯霊展を開催し、ご子息 森崎大青氏を招き「父伯霊を語る」と題してお話をしていただきました。

8月には、第28回山桃忌を開催し、講師に國學院大學准教授 茂木栄氏を

迎え、「柳田國男の神道観」について講演をしていただきました。講演の内容は、10月発行の会報「辻川界限」に掲載し広く配布をしました。

10月には、民俗学講座として寺谷弘壬氏に「ロシアの現在」と題してお話をいただきました。

11月には、例年披露いただいております民俗芸能「伊勢の大神楽」を、本年も記念館前の広場にて多くの参観者を前にご披露をいただきました。

12月には、岩田健三郎氏に版画での年賀状作り教室を、坂田篤彦氏にはそば打ち教室をそれぞれ開催していただきました。

2ページをお開きください。月別に主な事業をお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

3ページをお願いいたします。平成19年度記念館入館者数及び入館料月別明細書です。上の表が月別明細書です。入館者数は5,631人、入館料は88万7,710円です。下の表が過去5年間の入館者数及び入館料の推移です。お目通しをください。19年度はわずかながら増加傾向となっております。

4ページをお願いします。平成19年度会計決算書でございます。

5ページをお願いします。収入の部です。決算額の説明をいたします。

財産収入9万351円は、定期預金利子、普通預金の利子、出資金配当金で定期預金利子は、基金2,500万円の利子であります。

寄附金収入28万9,626円は、一般寄附金収入で寄附金、山桃忌のお供え等でございます。

補助金収入444万6,000円は、町補助金で、人件費、光熱水費等であります。

入館料収入88万7,710円は、先ほどご説明したとおりでございます。

会費収入71万5,000円は、個人会員445人、法人会員27団体の会費でございます。

雑入6万3,251円は、書籍等販売代金ほかでございます。

当期収入合計が649万1,938円、前期繰越額が146万6,174円、収入合計で795万8,112円でございます。

6ページをお願いします。支出の分です。

法人費は生家等記念館の管理に要したもので、526万3,406円です。内訳として、会議費3万1,500円は理事会の賄費等であります。需用費119万8,163円で消耗品16万2,459円は消耗器材費であります。食糧費1万7,315円は山桃忌のお茶代ほかでございます。印刷製本費29万7,839円は会員証の作成2,000枚分と会員募集のチラシほかでございます。光熱水費72万550円は電気代、水道料金です。役務費33万8,606円は通信運搬費として17万8,472円で郵便料、電話料金です。広告費3万円は2007年度版料金ガイド広告代でございます。手数料5万2,320円は理事変更登記費用等でございます。保険料7万7,814円は記念館・生家・収蔵品の火災保険料であります。使用料及び賃借料3万4,800円は会場器具等借上料で清掃用具ほかでございます。備品購入費4,050円は図書購入費でございます。人件費346万9,667円は給料・手当として279万5,900円で館長給料ほかでございます。賃金67万3,767円はアルバイト賃金ほかでございます。旅費18万6,6290円は理事会費用弁償、出張旅費でございます。

7ページをお願いします。事業費は168万5,5561円です。委託料109万810円は警備保障、山桃忌前夜祭、資料整備他で、資料整備は柳田國男関係資料整備といたしまして20万円と松岡映丘関係資料整備に44万円で

あります。工事請負費6万9,000円は諸施設費です。修繕費3万3,800円は生家前表示板取替他でございます。資料費5,000円は「柳田國男と現在」の冊子代でございます。負担金3万1,000円は兵庫県博物館協会費、日本民俗学会年会費他でございます。交際費11万9,481円は慶弔費、贈答費ほかでございます。報償費18万1,820円は講師謝礼他です。研修費1万円は館長研究費であります。会報費13万9,650円は辻川界限の会報の印刷代でございます。

以上、当期支出合計が694万8,967円です。当期収支差額は△45万7,029円です。次期繰越額が100万9,145円で平成20年度に繰り越しとなります。

8ページをお願いします。貸借対照表です。当該年度における財務状態をあらわしております。

流動資産は、普通預金・たな卸資産で流動資産合計で123万4,001円です。

固定資産は、有形固定資産の建物から絵画で、有形固定資産合計として3,105万4,807円です。無形固定資産は電話加入権の5万8,253円です。投資等は定期預金・出資金で、投資等合計で2,502万であります。資産合計が5,736万7,061円であります。

その下が正味財産の部といたしましては、正味財産合計で5,736万7,061円でございます。

9ページをお願いします。財産目録です。貸借対照表の内訳明細ですので、お目通しをいただきたいと思っております。

10ページをお願いいたします。正味財産増減計算書です。正味財産が、その年度中にどのように増加、または減少したかを示してありまして、期末の正味財産額をあらわしておりますので、またお目通しをいただきたいと思っております。

11ページをお開きください。計算書類に対する注記であります。会計の方針、基本財産の増減、次期繰越収支差額、固定資産の取得価額、減価償却累計額をお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

12ページをお願いします。監査報告書です。5月27日に監事2名の方に記念館で監査を受けております。

なお、社会教育課資料に平成20年度の事業計画、予算書及び理事、監事の名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 次に、報告第7号、平成19年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、報告第8号、平成19年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

報告第7号、平成19年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、福崎町など県下12町が出資している地方自治法第221条第3項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況等を議会に報告させていただ

くものであります。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成19年度事業の概況であります。土地の取得は福崎町を含む2団体からの委託で面積4,196㎡、金額で1億5,774万円となっております。

一方、土地の処分は8件、総額4億5,256万1,000円で、うち、平成19年度で処分が完了した土地は5件、3億9,657万1,000円です。平成19年度に福崎町が委託いたしました事業は、町道中島井ノ口線施設等整備事業で、2ページ上段の土地の取得に記載しておりますとおり、3,766㎡、金額で1億2,387万3,000円です。これによりまして兵庫県町土地開発公社の平成19年度末土地現在額は2ページ最下段の右端に記載しておりますとおり、2億8,523万円です。

次に、事業収支では、平成19年度から職員を兵庫県町村会へ転籍させ、経費の節減を図りましたが、近年の事業量の減量に伴う純収益の低下によりまして当期純損失が150万7,122円となり、当期純損失を未処分利益剰余金で補てんしたため、同剰余金は2,013万3,165円となりました。

続きまして、3ページをお開き願います。財務の概況で予算執行実績をお示ししております。

まず、収益的収入であります。事業収益では一般事業売却収益が8町からの4億5,819万8,983円と事務費収益が2町からの78万8,700円です。

事業外収益では基本財産利息が5万4,131円、預金利息が4万6,054円で収益的収入合計は4億5,908万7,868円となっております。

次に、4ページの収益的支出でありますけれども、事業原価では一般土地売却原価が4億5,819万983円、販売費及び一般管理では需用費の決算書等印刷代ですとか、委託料の町村会への事務委託料200万円、これが主なものでございますけれども、これが239万6,007円となっております。収益的支出合計は4億6,059万4,990円で差し引き150万7,122円の純損失となっております。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入では、事業資金借入金が1億5,774万円です。支出では公有地取得事業費では一般土地取得費が1億5,774万円、長期借入金返済金では一般事業償還金が4億5,256万1,000円、事業資金支払利息では一般事業支払利息が563万7,983円で、資本的支出合計は6億1,593万8,983円となっております。

6ページからは借入金の概要、監査の実施状況、一般庶務事項を取りまとめておりますので、それぞれお目通しください。

続きまして、10ページでございますけれども、10ページからは計算書類を添付しております。10ページは貸借対照表、それから11ページには損益計算書、12ページにはキャッシュ・フロー計算書、13ページには財産目録、14ページ、15ページには附属明細書を、また、16ページでは委託団体別買戻額予定表をお示ししておりますので、それぞれお目通しをいただきたいと思います。

それでは、1ページにお戻りください。

最後の段落の結び部分でありますけれども、今後も土地開発公社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、公共用地の確保に万全を期す

るとともに、長期保有土地の縮減など、設立団体と十分協議のうえ、引き続き経営の健全化に向けて努力をしてまいります。

以上が、事業報告の概要であります。

続きまして、報告第8号、平成19年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

3月議会において、議決いただきました平成19年度一般会計の繰越明許費にかかる繰越計算書ができ上がりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

次のページをお開き願います。

平成19年度一般会計予算のうち、平成20年度に繰り越して使用する予算は、款土木費、項道路橋梁費の中島井ノ口線整備事業で事業費2億2,000万円のうち、350万円となりました。その財源といたしましては、既収入特定財源175万円は地方債で資金区分が民間資金であったため、平成19年度で全額を借り入れ、翌年度に繰り越しをいたしました。

未収入特定財源は国庫支出金175万円であります。繰り越しにかかる事業費の内訳は、物件移転保証契約にかかる用地費及び補償費の一部でございます。箇所につきましては、まちづくり課資料1ページにお示しをしておりますのでお目通しをください。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。報告第7号とともに、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長 次に、報告第9号、平成19年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

報告第9号、平成19年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

この報告は、3月議会に議決をいただいたもので、規定により計算書ができましたので報告いたします。

次のページに示しております平成19年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。下水道事業費の公共下水道事業23億4,877万円のうち、繰越額8億1,340万円、この財源内訳といたしまして、既収入特定財源の受益者負担金3,560万円、国・県支出金3億4,860万円、その他地方債4億2,480万円、一般財源440万円であります。

繰越額の内訳につきましては、水質改善下水道一浄化センター水処理及び電気設備事業費が1億7,020万円、特定環境保全公共下水道一面整備事業費3億2,000万円、浸水対策下水道一雨水整備事業費で8,960万円。公共下水道事業一面整備及び舗装本復旧工事で2億3,360万円となっております。

なお、下水道課資料3ページに繰越箇所図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、報告第10号、平成19年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求

めます。

水道課長 失礼いたします。

報告第10号、平成19年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

繰越計算書をご覧ください。地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の繰越額で、この事業は公共下水道事業に伴う配水管移設工事、井ノ口地区ほか6地区の工事費の一部を繰り越すものでございます。

繰り越しとなった理由は、年度内完成を目指しておりましたが、下水道工事との併設工事のため、年度内完成が不可能となり繰り越すものでございます。

事業費といたしましては、1億3,372万3,800円、これが予算計上額であります。そして、平成19年度の出来高が7,010万円ということで支払義務の発生額です。そして、翌年度繰り越しとなった額が6,362万3,800円、この財源の内訳といたしましては、公共下水道事業特別会計より工事負担金で受け取るということでございます。

なお、繰越箇所図につきましては、本日配布されております5月2日開催の民生常任委員会資料20ページをご参照ください。

以上で、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 次に、議案第38号、中播公平委員会委員の選任について、議案第39号及び議案第40号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副町長 失礼をいたします。

議案第38号及び第39号、第40号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第38号、中播公平委員会委員の選任についてであります。地方自治法第202条の2第2号に基づき、中播公平委員会を共同設置し、現在3町5一部事務組合で構成しています。

3名で構成している委員のうち、神河町の浦上昌雄氏の任期が、この6月30日をもって満了いたします。後任委員の選考に当たっては、委員会を構成する関係町長、一部事務組合管理者が協議する中、前任と同じく神河町から新たに浦上健治氏を中播公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意をいただこうとするものであります。

主な経歴についてご説明いたします。住所は、神河町高朝田709番地の26、氏名、浦上健治、生年月日、昭和22年7月27日、現在60歳であります。昭和41年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

主な職歴といたしましては、昭和41年4月に姫路市消防局に採用、昭和51年3月に姫路市消防局を退職、同年4月に中播消防事務組合に採用、平成14年4月に中播消防事務組合消防長に就任、平成19年3月に退職されております。役職歴は特にありません。

総務課資料1ページに私の抱負、任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。浦上氏は、姫路市消防局に10年間、中播消防事務組合で31年間、合わせて41年間勤められた豊富な行政経験があり、人格高潔で見識豊富な方ですので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号並びに議案第40号の固定資産評価審査委員会委

員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法第423条に基づくものであり、まちの住民、町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験の有するものの中から議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。委員の定数は3名で任期は3年であります。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5で市町村に置かなければならない執行機関であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申し立てがあった場合に評価額の審査決定を行います。

議案第39号では、高寄實氏が6月16日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく提案しています。

議案第40号では、3期目を務めていただいている松岡正弘氏が任期満了となる8月1日に勇退されます。その後任として後藤雄幸氏を選任いたしたく提案しております。

それでは、両氏の経歴等を説明させていただきます。

議案第39号の高寄實氏であります。住所は、兵庫県神崎郡福崎町福田796番地、生年月日は、昭和15年7月29日生まれで現在67歳でございます。昭和34年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和35年5月に姫路市に奉職され、平成3年4月に税務部主税課長、平成9年5月に税務部長、平成13年3月に市民局中央支所長を最後に定年退職されています。役職歴としては、平成17年6月から福崎町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

高寄實氏は、税務行政に精通され、平成17年から固定資産評価審査委員として職責を全うされており、今回2期目の選任をお願いいたしております。

次に、議案第40号、後藤雄幸氏の経歴を説明させていただきます。住所は、兵庫県神崎郡福崎町南田原213番地、生年月日は昭和20年1月13日生まれで現在63歳でございます。昭和38年3月に神戸村野工業高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和38年3月に神戸製鋼所に入社され、機械事業部企画管理部に配属となり、昭和62年4月にコベルコシステム株式会社に向となり、グループ長をされ、平成17年3月に定年退職されています。役職歴といたしましては、平成19年1月から長目区の区長に就任され、現在に至っています。

後藤氏は、現在区長として地域行政に携わっておられ、地域住民の代表として固定資産評価審査委員に適任であり、選任をお願いいたしたく提案しております。税務課資料1ページ、2ページに抱負と任期表をお示ししていますのでご参照ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。議案第39号、第40号両議案ともご賛同賜り、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第41号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、議案第42号、福崎町ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第43号、福崎町ふるさとづくり基金条例を廃止する条例についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 議案第41号、兵庫県町土地開発公社定款の変更についてご説明申し上げます。

本定款の変更につきましては、企画財政課資料1ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご覧ください。

まず、平成17年1月に土地開発公社経営基準要綱が一部改正されたことによりまして、財務諸表にキャッシュフロー計算書の作成が義務づけられ、兵庫県町土地開発公社では平成18年度決算からキャッシュフロー計算書を作成しておりますが、定款への必須の記載事項ではないため、定款の変更をしておりませんでした。今回の変更にあわせて改正するもので、内容は、理事会の議決事項を規定しております第16条第1項第4号及び決算の作成書類を規定しております第21条第2項中、それぞれ損益計算書の右に「キャッシュフロー計算書」を加えるものであります。

もう一点は、平成19年10月1日、日本郵政公社が民営化されたことに伴い、郵便貯金がゆうちょ銀行に引き継がれることとなったため、関係法令とともに公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されました。この改正を受けて余裕金の運用を規定しております定款第23条第2号中、「郵便貯金又は」の記述を削除するものであります。

なお、この定款の変更手続きにつきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、設立団体12町の議決を経て兵庫県知事に定款の変更を認可申請するもので、附則では兵庫県知事の認可のあった日から施行することとしております。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、福崎町ふるさと応援寄附条例についてご説明申し上げます。

ふるさと納税制度につきましては、4月30日に地方税法の一部を改正する法律が可決され、報告第3号でも説明申し上げましたとおり、町税条例の一部を改正したことによって受け入れ態勢が整ったところでございます。

この条例につきましては、ふるさと納税制度を活用して多くの方々からいただく寄附金の使い道や管理方法など取り扱いのルールを定めようとするものであります。

それでは、条例案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、目的で、自然・文化等の地域資源豊かな福崎町を応援しようとする方々からの寄附金を財源としてその意向を反映した事業を推進することにより活力あるまちづくりにすることを目的としております。

第2条は、寄附金を活用して行う事業を掲げております。民俗学の父、柳田國男先生とそのご兄弟や船舶工学の権威である吉識雅夫先生を顕彰して後世に伝える事業並びに平成19年度に公有化いたしました大庄屋三木家住宅の保存整備、活用に関する事業を具体的な事業として掲げております。

また、次代を担う子どもたちの教育やその環境整備に関する事業を一つの項目に、それ以外の事業につきましては健康福祉・安全安心・産業振興などまちの発展、充実に資する事業として掲げております。

第3条は、寄附者から収受いたしました寄附金を適正に管理運用するため、福崎町ふるさと応援基金を設置することを規定しております。

第4条は、寄附される方が、その用途について第2条各号に規定する事業から指定できることとし、指定がない場合にあっては町長が指定をすることとしております。

第5条は、基金の運用に当たっては寄附者の意向が反映されるよう十分配慮することを規定しております。

第6条は、基金として積み立てる額を第4条の規定により寄附された寄附金の額とすることを規定しております。

第7条から第10条につきましては、基金の管理運用、処分について規定をしております。

第11条は、この条例による寄附金の運用状況について毎年公表することを規定しております。

第12条は、規則への委任を規定しておりますが、規則の案は企画財政課資料2ページにお示しをしております。内容は、寄附金の受け入れ方法、寄附金を管理するための台帳、寄附金の額等を定めております。寄附金の額は原則として一口5,000円を定めております。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号、福崎町ふるさとづくり基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

福崎町ふるさとづくり基金は昭和63年度から平成元年度にかけて公布されましたふるさと創生1億円を積み立てて創意工夫を凝らした独創的、個性的なふるさとづくり事業に充てるために、平成元年3月に設置したものであります。平成4年度までに財団法人柳田國男・松岡家顕彰会への出資ですとか、エルデホール建設事業などに充当して基金の全額を活用いたしました。その後は基金の趣旨に見合う収入がなく、基金活用を行っていないため廃止するものであります。

以上、議案第43号の説明をさせていただきます。さきに説明申し上げました議案第41号及び議案第42号とともによろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 次に、議案第44号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 議案第44号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部が改正され、平成20年3月26日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

改正内容は、文言の整備及び配偶者以外の扶養親族にかかる加算額を200円から217円に引き上げるものです。住民生活課資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成20年4月1日から適用いたします。

また、経過措置として改正後の規定は平成20年4月1日以後の支給すべき事由の生じた損害補償、ただし、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金は除きます。

並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるものとなっております。

以上、ご審議を賜りご賛同いただきますようよろしくご説明申し上げます。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第45号、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。

議案第45号、福崎町道路の管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正点は、町道の等級格付についてであります。理由といたしましては、これまでの道路整備の伸展、路線の増加等を考慮し、また、今後の実情に即した適切な整備及び管理を行うため、等級格付の基準改正を行うものです。

まちづくり課説明資料の2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第4条につきましてはこれまでは1級、2級町道の基準としておりましたが、条文中の2項を削り、改正後は1級のみを基準としております。改正後は1級町道とは次の各号のいずれかの条件を満たすもので、幹線的な道路であり、かつ幅員がおおむね6m以上のもので別に指定したものをいうものです。

第1号では、計画決定された都市計画道路、第2号では、隣接市町と連絡する幹線道路、第3号では、交通量が多く、国、県道を補完する道路と規定し、幅員の明確化を図り、第1項各号の基準を簡潔明瞭にしております。

2級町道の基準は、新たに第4条の次に第4条の2として1条を加えております。改正後は2級町道とは次の各号のいずれかの条件を満たすもので、主として補助幹線道路であり、別に指定したものをいうものです。

第1号では、国、県道又は1級町道と連絡する道路、第2号では、集落相互間を連絡する道路、第3号では、主要公共公益施設、主要観光地等と密接な関係を有する連絡道路、第4号では、都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた工業団地及び住宅地で、10区画以上の区画内の道路、第5号では、集落内の幹線道路と規定し、従前より基準を明確化しております。

第5条につきましては、3級町道の選定基準を改正するもので、字句等の訂正と新たに3号を加えております。改正後は3級町道とは次の各号のいずれかの条件を満たすもので、幅員がおおむね2m以上あり、別に指定したものとしております。

第1号では、集落内及び集落外を結ぶ道路のうち、生活道路として特に利用度が高い道路、第2号では、中国自動車道及び播但連絡道路の側道のうち、1級、2級以外の路線で生活道路としての利用度の高い道路、第3号では、都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた道路で、前条第1項第4号以外の道路と規定し、基準を明確化しています。

なお、4級町道の選定基準及び路線の指定については、現行のとおりで条文の改正はございません。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、議案第46号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

議案第46号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第47号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げるわけではございますが、両議案の内容は条例は異なりますが、改正部分については全く同じ内容となりますので、両議案の説明としてお聞きいただきますようお願い申し上げます。

議案の内容については、事務局の朗読のとおりでございます。

このたびの条例は、農業集落排水処理区、コミュニティプラント及び個別排水処理区の使用料について、利用者負担の公平性と事業の適切な運営の観点から、基本料金制であった料金体系を従量制に見直し、使用料の改定を行うものです。

農業集落排水処理区の使用料は、平成5年に板坂地区処理場の供用開始に先立ち、各戸の平均的な負担を重視した基本料金制に定められました。これ以降に建設・供用開始となりました5つの処理区、鍛冶屋、余田、大貫、田口、八千種とコミュニティプラント長目及び個別排水処理区亀坪の使用料もこれに準ずることとなりました。

料金体系が定められてから既に15年が経過し、この間、核家族化、少子化及び高齢化が進み、核家族世帯や老人世帯が顕著になってまいりました。一方で、平成17年3月には公共下水道の供用が開始され、使用料の料金体系は水道水の使用量に応じた従量制が導入されたため、特に少人数家族で農業集落排水処理区等との料金格差が大きくなり、不公平感が指摘されるようになりました。

そこで、平成19年7月19日に福崎町下水道審議会設置規定に基づき、町議会の代表2名の方、農業集落排水処理区域、コミュニティプラント及び個別排水処理区域の各関係集落から代表計11名並びに知識経験者2名、計15名で下水道審議会を構成設置し、町は使用料の見直しについて審議会に諮問をいたしました。

下水道審議会は、平成20年1月22日までで計4回開催され、数々の議論と慎重審議の結果、答申をいただきました。答申の内容は、「現行の使用料体系は平成5年に決定され、約15年が経過しており、その間、各地区世帯の家族構成の変化や公共下水道の供用開始など社会情勢が大きく変わってきた。使用料負担の公平性及び事業の適正な運営の観点から農業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び個別排水処理施設の下水使用料は、流した汚水の量に応じた従量制を採用し、料金体系は次のとおりとする。基本料金10㎡まで1カ月当たり2,400円、超過使用料として10㎡を超える分は1㎡当たり95円で計算し、これに消費税を加算した金額とする。」とされました。答申を

受け、平成20年3月15日より5月10日までの間に関係各集落で農業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び個別排水処理事業の下水道使用料見直しにかかる説明会を開催し、住民の方々に説明をしてまいりました。本議会に条例の改正を上程した次第であります。

主な改正部分の説明をさせていただきます。下水道課資料4ページ、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第6条2項は、使用料の額を定めております。資料の右側、旧の最下段、別表第2をご覧くださいと、基本使用料4,200円、人数割使用料一人100円としていたものを、左側新の方では基本使用料一戸一月10m³まで2,400円、基本使用料10m³を超える分、1m³につき95円としております。

第6条3項では、汚水の量の算定について各号で定めております。1号は水道水を使用した場合、2号では井戸水等の水道水を使用した場合、第3号では水道水と水道水以外の水を併用した場合について、第4号では営業等使用汚水量が下水に流す量と著しく違う場合について、それぞれ定めております。第4号では特別な場合における計算方法を、第5号では使用量の徴収方法を定めております。

なお、資料5ページの福崎町コミュニティプラント設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表の内容は、4ページの内容と同じですので割愛させていただきます。

両条例は、平成21年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第46号、第47号の説明を終わらせていただきます。両議案ともにご審議を賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 次に、議案第48号、平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第49号、平成19年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第50号、平成19年度福崎町水道事業剰余金処分についての各案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼いたします。

まず初めに、議案第48号、平成19年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び議案第49号、平成19年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

両議案とも地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、初めに、福崎町水道事業会計決算書の12ページをお開きください。福崎町水道事業の事業概要は、本年度は昨年度と比較して水の使用量は減りましたが、下水道工事に伴う設計検査手数料の収益があり、収入は増加しました。費用については、下水道工事に伴う配水管更新により資産減耗費がふえましたが、極力節減に努めた結果、利益を得ることができました。本年度も下水道工事に伴い配水管移設工事及び石綿管の入替えに取り組むとともに、漏水箇所の早期修理に努めましたが、福田水源地上流での下水道推進工事の影響があり、有収率は下がり84.7%となりました。

維持管理では、給水の安全安定供給のため、福田水源地、辻川山2号ポンプの取替えや三ノ宮3号ポンプの電動弁の修理を行いました。

また、水道週間に合わせて例年行っている町内業者育成及び災害時の早期対応に備えて本年度は水道管用融着継ぎ手管の技術指導や製品説明を受けました。

下の表では、給水水量の動きとして年度別に参考となるものをあらわしています。また、水道課資料2ページから4ページに水道料金及び総配水量の表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

それでは、恐れ入りますが決算書の1ページ、2ページにお戻りください。水道事業決算報告書です。

この決算報告書は、予算に対して執行状況を明らかにするため、税込みで表示、比較しております。まず、収益的収入及び支出の収入であります。

第1款水道事業収益、予算額合計4億673万4,000円、決算額4億713万4,361円、予算額に比べ決算額の増減40万361円の増、昨年度比0.1%の増。

第1項営業収益、決算額3億6,830万9,495円、うち仮受消費税及び地方消費税1,570万8,184円、第2項営業外収益、決算額3,882万4,866円、うち仮受消費税及び地方消費税181万9,899円、第3項特別利益は決算額ゼロ円です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用、予算額3億4,073万3,000円、決算額3億1,297万2,789円、不用額2,776万211円、昨年度比5.9%の減。

第1項営業費用、決算額2億8,807万5,390円、うち仮払消費税及び地方消費税488万4,329円、第2項営業外費用、決算額2,459万9,041円、うち仮払消費税及び地方消費税はゼロ円です。第3項特別損失は決算額29万8,358円です。この決算額については、消費税納付金が含まれて附属書類13ページ以降の税抜明細書と合いません。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入です。

第1款資本的収入、予算額合計4億1,301万8,550円、決算額2億3,251万1,167円、予算額に比べ決算額の増減マイナス1億8,050万7,383円、昨年度比12.3%の減。

第1項他会計補助金、決算額63万6,617円、第2項工事負担金、決算額2億3,187万4,550円です。

次に、支出です。

第1款資本的支出、予算額合計4億6,518万8,550円、決算額3億3,415万6,747円、翌年度繰越額地方公営企業法第26条の規定による繰越額6,362万3,800円、不用額6,740万8,003円。

第1項建設改良費、決算額3億1,135万200円、うち仮払消費税及び地方消費税1,482万6,190円、第2項企業債償還金、決算額2,280万6,547円。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億164万5,580円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額375万4,230円と当年度分損益勘定留保資金9,789万1,350円で補てんしました。

次に、5ページをご覧ください。損益計算書の説明をいたします。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの3項目を合わせまして3億5,260万1,311円です。

営業費用は、原水及び浄水費から資産減耗費までの6項目を合わせまして2億8,319万1,061円です。したがって、営業利益は6,941万250円です。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの3項目を合わせまして

3,700万4,967円です。

営業外費用は、支払利息と雑支出と合わせまして1,577万1,467円です。したがって、経常利益は9,064万3,750円になります。

特別利益はございません。

特別損失は29万8,358円です。

当年度純利益は9,034万5,392円となり、前年度繰越利益剰余金5,757万6,349円を加えますと当年度末処分利益剰余金は1億4,792万1,741円となります。

次に、6ページをご覧ください。水道事業剰余金計算書の利益剰余金について説明をいたします。

減債積立金は、前年度末残高の2,035万3,176円と前年度繰入額の300万円、当年度処分数はございませんので、当年度末残高は2,335万3,176円となります。

建設改良積立金は、前年度末残高の1億3,380万6,336円と前年度繰入額の5,000万円、当年度処分数がございませんので、当年度末残高は1億8,380万6,336円となり、積立金合計は2億715万9,512円となります。

未処分利益剰余金の前年度末処分利益剰余金1億1,057万6,349円から減債積立金の300万円と建設改良積立金の5,000万円を引き、繰越利益剰余金年度末残高は5,757万6,349円となり、当年度純利益の9,034万5,392円を加え、当年度末処分利益剰余金は1億4,792万1,741円となります。

次に、7ページをご覧ください。資本剰余金の部について説明をいたします。

工事負担金の当年度発生高の2億3,150万7,050円から特定収入消費税及び地方消費税圧縮額1,102万4,145円と当年度処分数2,913万9,505円を差し引き、当年度末残高は21億2,787万7,025円です。

補助金の当年度発生高は63万6,617円で特定収入消費税及び地方消費税圧縮額3万315円と当年度処分数160万2,495円を差し引き、当年度末残高は7,275万4,039円です。

寄附金の当年度処分数はなく、年度末残高は100万円であります。

受贈財産評価額は、変動がございませんので、当年度末残高は6億1,324万8,671円です。

消火栓設置工事負担金の当年度発生高は、36万7,500円で特定収入消費税及び地方消費税圧縮額1万7,500円を差し引き、当年度末残高は1億1,753万8,187円となります。

翌年度繰越資本剰余金は、29億3,241万7,922円となります。

次に、8ページをご覧ください。剰余金処分計算書案について説明をいたします。

当年度末処分利益剰余金は1億4,792万1,741円で、利益剰余金処分数として減債積立金に500万円と建設改良積立金に1億円を合わせて1億500万円を処分し、積み立てたいと考えています。したがって、翌年度繰越利益剰余金は4,292万1,741円となります。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。貸借対照表について説明を申し上げます。

資産の部の固定資産として土地から建設仮勘定まで合わせまして固定資産合計は42億66万4,268円です。流動資産は現金預金と未収金と貯蔵品を合

わせまして流動資産合計は5億3,019万2,330円で資産合計は47億3,085万6,598円となります。詳細につきましては、水道課資料1ページと5ページをご参照ください。

資産の部の流動負債は未払金とその他流動負債を合わせまして流動負債合計は7,673万2,985円で、負債合計は7,673万2,985円となります。詳細につきましては、水道課資料1ページをご参照ください。

資本の部の資本金は自己資本金と借入資本金でイの企業債を合わせまして、資本金合計は13億6,662万4,438円となります。

剰余金の資本剰余金は、イ受贈財産評価額からホ消火栓設置工事負担金を合わせまして資本剰余金合計は29億3,241万7,922円となります。

利益剰余金はイ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計は3億5,508万1,253円となり、剰余金合計は32億8,749万9,175円で、資本合計は46億5,412万3,613円となり、負債資本合計は47億3,085万6,598円となります。水道課資料に明細を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

次に、決算書の13ページをご覧ください。

議会の議決事項につきましては4件です。職員に関する事項は6件です。料金その他供給条件の設定、変更に関する事項はございません。

次に、14ページをご覧ください。

建設改良工事は、下水道工事に伴う配水管移設工事と田原小学校配水管入替工事等と消火栓新設工事であります。

次に、16ページをご覧ください。19年度事業合計は、24件で、2億6,758万850円です。

次に、17ページをご覧ください。平成18年度繰越事業で、3件で1,978万1,550円であり、合計で2億8,736万2,400円です。

次に、18ページをご覧ください。送配水管等入替の状況につきまして、下水道工事に伴う配水管移設工事等と消火栓8基を設置しました。増加の小計欄の合計が1万3,294m、減少の小計欄の合計が9,837m、差引きしまして、差引合計3,457m、これが平成19年度でふえた延長でございます。したがって、昨年の総延長17万8,327mに本年度の増加延長3,457mを加え、平成19年度の総延長は18万1,784mであります。石綿管は昨年度総延長が1万4,162mから本年度減少分のACP欄の合計2,507mを引きますと、平成19年度石綿管総延長は1万1,655mとなり、石綿管比率は6.4%になりました。

給水工事は265件の工事を行いました。以下、保全工事及び業務に関して説明しておりますのでお目通しくください。

次に、決算書の26ページをお願いします。水道事業会計収益費用明細書について説明をいたします。

まず、収益であります。水道事業収益は、3億8,960万6,278円で営業収益は3億5,260万1,311円、内容としましては、水道料金から路面復旧収益までで、その主なものは、水道料金3億1,288万4,940円と設計検査手数料の3,615万5,466円であります。

営業外収益は3,700万4,967円で、内容としましては、預金利息から次のページのその他雑収益までで、主なものは開発協力金が1,485万199円と加入分担金が2,119万6,000円です。

次に、28ページをお開きください。

次に、費用であります。水道事業費用は2億9,926万886円で、営業費用は2億8,319万1,061円で、原水及び浄水費は、水源地にかかる費用で給料から雑費までで3,931万2,999円、主なものは人件費のほか動力費の1,467万3,657円です。

配水及び給水費は、配水地と給水配水管にかかる費用で、給料から次のページの受水費までで9,114万5,043円で、主なものは人件費のほか、次のページの委託料が711万6,887円、修繕費が1,114万6,206円、県水受水費の3,342万5,688円です。

総係費は、水道にかかる通常経費で、給料から雑費までで2,862万8,833円で、主なものは人件費です。そのほかには減価償却費が6,859万967円と資産減耗費が5,517万5,219円です。営業外費用は支払利息の1,496万677円と雑支出の81万790円です。特別損失は29万8,358円です。

次に、31ページをお開きください。水道事業会計資本的収入及び支出の明細について説明をいたします。

まず、収入です。資本的収入は2億3,251万1,167円で、補助金は63万6,617円です。工事負担金は消火栓設置工事負担金が36万7,500円と工事負担金が2億1,160万900円と給水工事負担金が1,990万6,150円です。

次に、支出であります。資本的支出は3億1,933万577円で、建設改良費は2億7,539万2,771円と給水工事費の2,113万1,239円です。

次に、33ページをご覧ください。固定資産明細書について説明をいたします。

土地から建設仮勘定まで合計で年度末現在高は54億9,276万8,372円で、減価償却の当年度増加額は6,859万967円で、当年度減少額は1,652万1,370円です。累計12億9,210万4,104円になり、差引きしますと年度末償却未済額は42億66万4,268円になります。

次に、34ページをご覧ください。企業債明細書について説明をいたします。

企業債明細書は、合計で当年度償還高が2,280万6,547円で、未償還残高は2億9,440万6,189円で、償還利子は1,496万677円です。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして、議案第49号について説明をいたします。

それでは、平成19年度福崎町工業用水道事業決算書の10ページをご覧ください。

福崎町工業用水道事業の事業概要で本年度は契約件数が1件ふえ、給水水量が伸び、給水収益がふえましたが、支出の増により供給単価に対し給水原価が上昇し、損失が出ることになりました。また、漏水修理に努め、有収率は97.2%となり、安定した供給ができました。

維持管理につきましては、昨年に引き続き水源地周辺整備のため、水路の修繕工事を実施しました。今後も適切な維持管理を行い、安定した給水を図ります。

下の表では、契約水量等の動きとして、年度別に参考となるものをお示ししております。水道課資料3ページと17ページには料金及び配水量の表を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

それでは恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出について説明を申し上げます。

す。

まず、収入であります。第1款の工業用水道事業収益、予算額合計2,593万8,000円、決算額2,429万8,230円、予算に比べ決算額の増減マイナス163万9,770円、昨年度比10.8%の増。

第1項営業収益、決算額2,342万4,910円、うち仮受消費税及び地方消費税111万5,464円、第2項営業外収益、決算額87万3,320円。

次に、支出であります。第1款工業用水道事業費用、予算合計2,618万6,000円、決算額2,526万4,830円、不用額92万1,170円、昨年度比10.7%の減。

第1項営業費用、決算額2,468万4,801円、うち仮払消費税及び地方消費税53万5,435円、第2項営業外費用、決算額58万29円、なお、この決算額については、消費税納付金が含まれ、以降の税抜明細書と合いません。

次に、3ページをお願いします。損益計算書について説明をいたします。

営業収益は、給水収益の2,210万5,446円です。営業費用は送水及び配水費から減価償却の3項目合わせまして2,414万9,366円、差引営業損失は183万9,920円となりました。

営業外収益は受取利息及び配当金と雑収益合わせまして87万3,320円です。営業外費用はありません。したがって、経常損失は営業損失と営業外収益を差し引き96万6,600円で当年度純損失は96万6,600円となり、前年度繰越利益剰余金の1,132万738円を加え、当年度未処分利益剰余金は1,035万4,138円になります。

次に、4ページをご覧ください。剰余金計算書の利益剰余金について説明をいたします。

利益積立金は、前年度繰入額はありませんので、当年度末残高は616万207円となります。

建設改良積立金の当年度末残高は3,296万2,237円で、積立金合計は3,912万2,444円となります。

未処分利益剰余金は、利益剰余金がありませんので、繰越利益剰余金年度末残高は1,132万738円となり、当年度純損失の96万6,600円を差し引き、当年度未処分利益剰余金は1,035万4,138円となります。

次に、5ページをご覧ください。資本剰余金について説明をいたします。

工事負担金の当年度発生高はなく、年度末残高は1億7,881万2,345円です。国庫補助金と寄付金はありません。

受贈財産評価額についても当年度発生高はなく、年度末残高は6億7,428万6,309円となり、翌年度繰越資本剰余金は8億5,309万8,654円となります。

次に、6ページをご覧ください。剰余金処分計算案について説明いたします。

当年度未処分利益剰余金1,035万4,138円で、翌年度繰越利益剰余金は1,035万4,138円となります。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。貸借対照表について説明を申し上げます。

資産の部、固定資産は、土地から車両運搬具まで合わせまして、固定資産合計は8億7,073万9,459円です。詳細については、水道課資料19ページから20ページをご参照ください。

流動資産は、現金預金と未収金合わせまして流動資産合計は7,051万3,569円となり、資産合計は9億4,125万3,028円です。詳細について

は、水道課資料15ページをご参照ください。

負債の部、流動負債は、未払金が59万29円で、負債合計は59万29円です。詳細については、水道課資料15ページをご参照ください。

資本の部、資本金は自己資本金が3,808万7,763円で、資本金合計は3,808万7,763円です。剰余金の資本剰余金は、受贈財産評価額と工事負担金を合わせまして資本剰余金合計は8億5,309万8,654円です。利益剰余金は、利益積立金と建設改良積立金と当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計は4,947万6,582円で、剰余金合計は9億257万5,236円となり、負債資本合計は9億4,125万3,028円となります。

次に、11ページをご覧ください。議会の議決事項につきましては3件です。職員に関する事項は6件です。料金、その他供給条件の設定、変更に関する事項についてはございません。

次に、12ページをご覧ください。

下の表では保全工事の内容について説明していますので、お目通しをお願いいたします。

次に、14ページをご覧ください。

福崎町工業用水道事業会計収益費用明細書の収益について、説明をいたします。工業用水道事業収益は2,318万2,766円で、営業収益の内容といたしましては、給水収益の水道料金が2,210万5,446円です。営業外収益の内容といたしましては、預金利息が13万5,138円とその他雑収益が73万8,182円です。

次に、15ページをご覧ください。

費用の説明をいたします。工業用水道事業は2,414万9,366円で、営業費用は送水及び配水費で、事業にかかる経常経費として給料から公課費までで2,272万9,756円で、その主なものは給与と修繕費316万4,600円と動力費の608万5,019円です。減価償却費は121万5,610円です。

次に、17ページをご覧ください。

固定資産明細書は、土地から車両運搬具まで、合計で年度末現在高は8億8,674万4,315円と減価償却費の当年度増加額は121万5,610円で当年度減少額はなく、累計1,600万4,856円になり、差し引きしますと年度末償却未済額は8億7,073万9,459円となります。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。両議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、議案第50号について説明をさせていただきます。

議案第50号については、議案第48号に関係いたしまして水道事業会計の剰余金を建設改良積立金に1億円を処分したいので、地方公営企業法32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、水道事業会計決算書の8ページに剰余金処分計算案ということでお示しをしており、本年度利益剰余金のうちから建設改良積立金として1億円を処分する議案を上程しております。よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長 ただいま、担当課長からの説明が終わりました。議案に対して監査委員からの意見書が提出されておりますので、事務局に朗読させ、その後、監査委員から補足説明を求めます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、監査委員から補足説明を求めます。
代表監査委員 貴重な時間をお借りいたしまして、監査意見を申し上げたいと思います。

平成19年度水道事業会計及び工業用水道事業会計に関する監査意見。

水道事業会計及び工業用水道事業会計について、去る5月19日、委員であります日野委員とともに、第1委員会室において、豊國水道課長、参事、そして課長補佐の出席を求め、事業報告及び政令で定める予算区分に従って作成された関係書類の説明を求め、慎重に審査した結果、次の意見を提出いたします。

水道事業会計、審査に付された水道事業会計決算諸表を照合し、計数的に適正であると認めました。本年度の給水戸数は7,184戸で、昨年対比106戸、1.5%の増となっております。給水量につきましては、263万7,482^mで、昨年度対比4万7,256^m、1.8%減少、給水収益も昨年度より627万4,000円減少しております。有収率が低下した原因は、福田水源地上流の下水道推進工事の影響によるものと考えられます。

収益関係ですが、収益的収入については、予算対比税込み40万円、0.1%の増で、昨年度対比1,465万4,000円、3.7%の増となっております。内容につきましては、水道料金が主な営業収益で予算対比1,180万4,000円、3.1%減少しているが、昨年度対比では382万1,000円、1%の増であります。営業外収益は開発協力金が大幅にふえ、予算対比1,221万4,000円、45.9%の増となり、昨年度対比でも1,083万3,000円で38.7%の増となっております。

資本的収入については、予算対比1億8,050万7,000円、43.7%の減、昨年度対比でも3,268万3,000円、12.3%の減となっております。これは先ほど申しました下水道工事に伴う配水管移設工事の減少による工事負担金の減によるものであります。

支出関係であります。支出につきましては、昨年度と比較して収益的支出で下水道工事に伴う配水管移設工事の減、資産減耗費もあるが、支払利息の減少と経費の節減努力もあり、予算対比税込み2,776万円、8.1%の減で昨年度対比でも1,977万円、5.9%の減となっております。

結果、収益的収支は税抜きで9,034万5,000円の利益を確保されております。

資本的支出は、下水道工事に伴う配水管移設工事、消火栓の設置等改良工事を進めたことと下水道工事に伴う配水管新設工事の一部を20年度に繰り越したため、予算対比1億3,103万2,000円、28.2%減、昨年度対比2,148万6,000円、6%の減となっております。内容については、建設改良費が昨年度対比2,247万1,000円、6.7%減、企業債償還金は昨年と比べ98万5,000円、4.5%の増となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億164万5,000円は当年度消費税、地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんされておりました。

本年度も下水道工事と併行して、石綿管の入替えを実施し、石綿管比率1.5%を改善され、6.4%になっておりました。配水管等の修理件数は117件となっている。有収率は水源地上流での下水道推進工事の影響で84.7%と昨年度対比1.1%下がっております。有収率目標を立てておられます90%に向けたさらなる努力をお願い申し上げます。

給水原価は昨年度より5円38銭下がり、113円34銭でありました。

本年度は、宅地開発及びその他の消火栓設置工事により、8基の消火栓増設

を図っておられました。

福崎町水道事業の業務指標は、次のとおりであり、経営努力がうかがえるわけでございます。去年から採用いたしましたこの5万未満の係数と福崎町2万2,000人の各年度の係数を見ていただきますと努力がうかがえるわけでございます。

今後の運営につきましては、18年度に策定された基本計画にある3つの柱に沿って将来の安全・安心・安定に向けた水道事業運営を推進していただきたいと思っております。

なお、水道料金の滞納者に対する対応については、努力の跡がうかがえますが、今後とも未収金の回収努力に努めていただきたいと思います。

次に、工業用水道事業であります。審査に付された工業用水道事業会計決算諸表を照合し、計数的に適正であると認めました。年間総給水量並びに給水収益が全体的に増加し、給水原価が10円程度安くなっております。契約件数については1件の増となっております。

収益的収支については、収入が昨年度対比236万4,000円、10.8%の増となっております。支出については、昨年度対比303万3,000円、10.7%の減となりましたが、結果的には96万7,000円の損失となっております。

本年度は漏水修理の効果により、有収率は97.2%と高率を維持しているものの、損失が発生しております。黒字に向けた努力のために維持管理における工夫と経費節減が求められます。

以上のおりでございます。よくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は14時15分といたします。

◇

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第51号、平成20年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について、事務局に朗読させます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第51号についてご説明申し上げます。

平成20年度一般会計補正予算（第1号）は、既定に歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,600万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ68億8,500万円とするもので、内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、地方債の変更につきましては、3ページをお開き願います。

起債の目的、公共施設整備事業に福崎駅前公衆トイレ整備事業の増加事業費に対する840万円を追加し、限度額2,780万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明により省略）

企画財政課長 以上、議案第51号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第52号、福崎町道路線の認定及び廃止について、議案第53号、工事請負契約についての両案を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。

初めに、議案第52号についてご説明申し上げます。

当議案は、福崎町道路線のうち、別紙のとおり2路線を認定し、2路線を廃止しようとするものです。議案書の次ページ、別紙でお示ししているとおおり、認定する路線の種類及び路線名は1級20号西治長野線及び4級755線であります。廃止する路線の種類及び路線名は、1級20号西治市川線及び4級755線であります。

認定及び廃止の理由及び内容についてご説明いたします。

まず、1点目の西治市川線につきましては、県道への昇格に関する一連の案件でありまして、これまでも関係する議案に対し、議決をいただいているところであります。本年4月15日付で長野橋北詰交差点から市川町の境まで、県道前之庄市川線として道路区域が変更され県道になったことから、今回認定廃止するものです。まちづくり課説明資料3ページで位置等をお示ししていますので、あわせてご覧ください。

当該道路線を一たん全線4,959.04mを廃止し、県道昇格部分を除き路線名を西治長野線と改め、再認定するものです。認定の起点は、西治字東新田26番地先から終点は高岡字川端1564番26地先まで延長2,937.8m、幅員は5.4から14.6mであります。

2点目の755線は地元区より平田川にかかっております橋梁の撤去をしたい旨の申し出があったことから、事前に当該道路線の認定廃止をお願いするものであります。地元区は撤去を予定しております理由としましては、撤去予定橋梁の北側直近に橋梁があり、現在撤去予定橋梁は老朽化も著しく、ほぼ通行がないこと、また、橋脚に土砂等が堆積し、河川の流れが阻害され、さらにごみなどの流下物もたまるということから撤去を予定されているものであります。まちづくり課説明資料4ページで位置等をお示ししておりますので、あわせてご覧ください。左側に認定位置図、右側の廃止位置図を示しております。

場所は町営住宅塚本団地の南に位置します。こちらは一たん全線192.95mを廃止し、橋梁箇所を除き再認定するものであります。認定する起点は、八千種字川西105番1地先から終点は八千種字向野4116番30地先まで延長180.45m、幅員は2から2.4mであります。

以上、議案第52号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、議案第53号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

去る5月27日に指名競争入札に付した福崎幼稚園建設工事にかかる工事請負契約を議会の議決を得て本契約を締結しようとするものです。契約の相手方は、姫路市西延末296番地の6、立建設株式会社、代表取締役野勢駒雄氏で契約金額は2億790万円となっております。

それでは、入札結果及び工事概要についてご説明いたします。学校教育課説明資料6ページをご覧ください。

左側に施設概要、右側に入札結果をお示ししております。入札は指名競争入札により指名業者数は18社、うち2社の辞退があり、16社で執行いたしました。入札回数は1回で落札し、落札価格は税込み2億790万円でございます。工期は平成21年3月25日までとしております。

なお、工事は幼稚園の夏休み等に集中的に行うなど、園児の安全に配慮した工程となるよう努めてまいります。

続いて、施設概要についてご説明いたします。学校教育課説明資料1ページをご覧ください。全体の配置図でございます。

今回建設する福崎幼稚園は、福崎保育所、福崎南保育所、そして福崎幼稚園の各施設を統合し、ゼロ歳児から小学校就学前までの子どもを一体的に保育、教育するための施設です。

構造は鉄筋コンクリート造平屋建て、外壁はコンクリート打放しの上に吹付仕上げ、屋根はフッ素鋼板葺き、建築面積878.56㎡、延床面積717.94㎡となっています。北側に進入路及び駐車場、南側に運動場を配置しています。玄関昇降口は既設幼稚園を新設する統合保育所の中央に配置し、玄関は送迎バス、保護者による子どもの送迎などの動線を考慮して北側に設けています。

次に、2ページをご覧ください。

施設全体の平面図です。図面の右側が既設の幼稚園、左側が今回建設する統合保育所となります。新設部分にはゼロ歳児から4歳児までの保育室を各1室、職員室、男女の便所、車いす用便所、調理室等を設けます。

既設部分では職員室を子育て支援センターに、昇降口を倉庫及び体育倉庫に改造します。施設全体に関連する部分として空調設備は熱源を冷暖房ともに氷蓄熱ヒートポンプチラー方式として既設部分を含むすべての保育室の職員室及び遊戯室に設置いたします。

電気設備では、既設部分の石油ファンヒーター、ガスコンロ等を撤去し、すべての器具を電化し、施設全体をオール電化対応とします。

防災面では、新設部分及び既設部分の屋内に消火栓を配置し、万が一の火災時に対応ができるようにしております。その他経費の節減、地球温暖化防止と環境面に配慮して南側の屋根に5kWの太陽光発電パネルを設置いたします。

次に、3ページをご覧ください。

新設部分の平面詳細図です。日当たりのよい南側に各保育室を配置し、1歳児室と2歳児室、3歳児室と4歳児室の間の壁は可動式とし、必要に応じて一つの部屋につなげて利用できる構造としております。廊下側には園児用の便所を設けております。その便所は1歳児室と2歳児室、3歳児室と4歳児室の間にそれぞれ1カ所設け、園児が1カ所の便所に集中せず利用できるよう配慮いたしております。また、ゼロ歳児から2歳児までの部屋には床暖房を設置しています。

廊下を挟んで北側には職員室、男女の便所、車いす用便所、調理室等を設けています。また、多くの道具や備品への対応として物入れを各保育室に1カ所設け、屋外倉庫、調理室用の倉庫、屋内倉庫等の収納スペースを確保しております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

新設建物の各立面図であります。概観のデザインにつきましては、この施設が幼保一体化した福崎幼稚園となるよう施設の機能とともに、概観も一体化するよう配慮しております。

以上で、議案第52号及び第53号の提案説明とさせていただきます。両議

案ともご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、発議第2号、農業委員の推薦について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を求めます。

小林 博議員 失礼をいたします。

過日の全員協議会の申し合わせにより、ただいま朗読の3名の方を農業委員として推薦をさせていただきます。

それぞれの経歴は添付の書類のとおりでございます。それぞれ熱心に農業にも取り組んでおられ、あるいは地域でもそのリーダーとして頑張っておられる方々だというふうに思います。

世界的に農業問題は最重要課題となっております。特に我が国は、食糧自給率が40%を割り込み、食の安全とともに国の自立と国民の命の保障に警告が出されております。

農業は、また災害から国土を守ること、水源の涵養、郷土の文化の継承、地球温暖化対策等々さまざまな角度から位置づけられる必要があります。新しく構成される農業委員が、それらを踏まえてその役割を果たされるよう期待して推薦をいたします。

以上です。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会することといたします。皆さん、ご苦労さんでした。

散会 午後2時37分